

安全保障委員会

安全保障調査室

I 所管事項の動向

1 我が国を取り巻く安全保障環境

(1) 中国、尖閣、台湾

中国は、我が国周辺の海空域において、力を背景とした一方的な現状変更や既成事実化を推し進めている。尖閣諸島周辺海域では、中国海警船がほぼ毎日接続水域で確認されているほか、領海侵入も頻繁に繰り返しており、日本漁船に接近し追尾する事案も発生している¹。さらに、2021（令和3）年2月には「中華人民共和国海警法」（海警法）が施行された。海警法は、海警が中央軍事委員会の命令に基づき防衛作戦等の任務を遂行する旨を規定しているが、曖昧な適用海域や武器使用権限等、国際法との整合性の観点から問題がある規定を含んでいる。

このような中国の動きに対し、我が国としては、各国との安全保障対話の際に、海警法に関する深刻な懸念を表明するなどしている²。また、2021（令和3）年10月に行われた岸田総理とバイデン米大統領の間の日米首脳電話会談において、尖閣諸島が対日防衛義務を定めた日米安全保障条約第5条の適用対象になることを改めて確認している。加えて、岸田総理は自民党総裁選の中でも、海上保安庁法や自衛隊法について「必要であるならば法改正を含めて検討する」旨言及している³。

また、台湾をめぐるも軍事的緊張が高まっている⁴。中国は、台湾を中国の一部とし、台湾統一を「歴史的任務⁵」として、平和的統一を呼びかける一方、軍事行動も辞さない姿勢を示している。中国は台湾周辺での軍事活動を活発化させており、2020（令和2）年9月以降、中国軍機による台湾海峡「中間線」の台湾側への進入や台湾南西空域への進入が増加している。2021（同3）年10月には、4日間で中国軍機149機が台湾の防空識別圏（ADIZ）に進入する事案も発生している。

このような中国による台湾への軍事的圧力の背景には、米台接近の動きがあると見られている。米国は、トランプ前政権以降、米中対立を背景に台湾へ接近する姿勢を強めており、政府高官が訪台するなど台湾との間で人的交流を積極化させているほか、台湾関係法に基づく台湾への武器売却も進めている。また、2021（令和3）年10月、それまで公然の

¹ 2021（令和3）年には中国海警船が接続水域に1年間で過去2番目の多さとなる332日入域したほか、同年2月から7月にかけて過去最長となる157日連続で入域する事案が発生した。また、2020（同2）年10月には57時間超と尖閣国有化以降最長時間にわたり領海へ侵入する事案も発生している。

² 2021（令和3）年3月に行われた日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）においても、東シナ海及び南シナ海を含め、現状変更を試みるいかなる一方的な行動にも反対するとともに、中国による海警法に関する深刻な懸念を表明している。

³ 『産経新聞』（2021.9.9）

⁴ 中国による台湾侵攻について、2021（令和3）年3月、米議会公聴会でデービッドソン・インド太平洋軍司令官（当時）が今後6年以内にそのおそれがある旨証言しており、同年10月には、台湾立法院（国会）の審議で邱国正・国防部長（国防相）が、中国は2025（同7）年には全面的な台湾侵攻能力を備えるようになる旨答弁している。

⁵ 2021（令和3）年7月1日の中国共産党100周年祝賀式典における習近平総書記の演説による。

秘密とされてきた米軍の派遣による台湾軍の訓練について、蔡英文総統が台湾総統として初めて認めている⁶。

台湾は我が国の南西諸島と近く、台湾有事が発生した場合、我が国への武力攻撃などに発展する危険性が指摘されている⁷。我が国としては、台湾問題が兩岸の当事者間の直接の話し合いを通じて平和的に解決されることを希望しており、「台湾海峡の平和と安定の重要性」について、日米や主要国間の首脳会談等の場で確認している⁸。また、岸田総理は、兩岸関係の平和的解決の努力を求めつつも、台湾有事に対応できる態勢・法整備について言及している⁹。

(2) 米国、QUAD、AUKUS

米国は、2021（令和3）年1月に誕生したバイデン政権が同年3月に公表した国家安全保障戦略暫定指針で、中国について、国際システムに対抗し得る「唯一の競争相手」と位置付け、長期的に対抗していく考えを示している。さらに、バイデン政権は、対中国を念頭に「民主主義 対 専制主義」の対立軸を打ち出し、国際協調主義の下で価値観を同じくする同盟国やパートナーとの連携を重視する姿勢を示している¹⁰。

米国は、2021（令和3）年8月末に、タリバンの復権を許し現地が混乱する中、駐留米軍の撤収を完了し、約20年に及ぶアフガニスタン戦争を終結させた。今後は、中国の脅威に対抗するため、インド太平洋地域へ軍事態勢を転換していくものと見られている¹¹。加えて、米国は同盟国やパートナーとの間で、インド太平洋地域における協力枠組みを強化・創設する動きも見せている。

日米豪印4か国の枠組みであるQUAD（クアッド）は、2021（令和3）年9月に初の対面での首脳会合を開き、共同声明において、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組や、経済安全保障の面では、半導体の供給網の強化などの重要技術分野での協力等を確認している。さらに、軍事面においても、同年8月から10月にかけて、上記4か国による共同訓練「マラバール2021」を実施するなど連携を強化している。

また、2021（令和3）年9月に創設された米英豪3か国の安全保障の協力枠組みであるAUKUS（オーカス）は、同年12月に運営方針を話し合う初会合を開き、サイバー、人工知能（AI）や量子技術などの先端技術をめぐる協力や、豪州への早期の原子力潜水艦

⁶ 2021（令和3）年10月27日放送の米CNNのインタビューによる。（『朝日新聞』（2021.10.29））

⁷ ①我が国への直接の武力攻撃が発生する「武力攻撃事態」だけでなく、②我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされる明白な危険がある「存立危機事態」や、③放置すれば我が国の平和と安全に重要な影響を与える「重要影響事態」に発展する危険性が指摘されている。（『日本経済新聞』（2021.4.20））

⁸ 具体的には、2021（令和3）年3月の日米「2+2」の共同発表、4月の日米首脳会談の共同声明、6月のG7サミットの首脳宣言や2022（同4）年1月の日米「2+2」の共同発表において、「台湾海峡の平和と安定の重要性」が明記されている。

⁹ 2021（令和3）年10月11日のテレビ番組における発言（『産経新聞』（2021.10.12））

¹⁰ 2021（令和3）年12月には、バイデン米大統領は初の「民主主義サミット」を開催し、中露などの専制主義国家の影響力拡大に危機感を示した上で、民主主義や人権の重要性を訴えている。（『朝日新聞』（2021.12.10））

¹¹ 2021（令和3）年11月に米国防省が公表した「グローバルな軍事態勢の見直し」（GPR）の概要では、インド太平洋地域を最優先と位置付け、態勢を強化する方針が示されている。（『読売新聞』（2021.12.1））

配備に向けた協力などを確認している¹²。

(3) 北朝鮮

2021（令和3）年1月に開かれた第8回朝鮮労働党大会で、金正恩氏は、核の小型・軽量化、戦術兵器化の推進や、極超音速滑空飛行弾頭、固体燃料の大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射型の核兵器などの開発について言及している¹³。その後、北朝鮮はミサイル発射実験を相次いで実施し、特に、同年9月以降には、多様な新型ミサイルの発射を繰り返している。発射されたミサイルには、低高度を変則軌道で飛翔したものや、潜水艦や線路上の列車から発射されたもの、さらに、音速の5倍以上の速度で飛翔するとされる極超音速ミサイルが含まれる。これらの特徴から、北朝鮮は、発射の兆候把握を困難にするための秘匿性を高め、奇襲的な攻撃能力を向上することや、ミサイル防衛網を突破することを企図していると思われる。

また、核開発についても、2018（平成30）年12月から停止していた寧辺の原子炉を2021（令和3）年7月から再稼働させ、核兵器の原料となるプルトニウムの抽出を再開したと見られている¹⁴。

最近の北朝鮮によるミサイル発射の動き

年月日	ミサイルの種類	主な特徴
2021. 3. 21	短距離巡航ミサイル2発	・ 黄海に向けて発射
25	弾道ミサイル2発	・ 約 450 km 飛翔し、我が国の排他的経済水域（EEZ）外に落下 ・ 北朝鮮は変則的な軌道を持つ「新型戦術誘導弾」の試験発射に成功したと主張
9. 11 12	新型長距離巡航ミサイル	・ 北朝鮮は、ミサイルが北朝鮮領空を楕円及び8の字形の軌道で、約2時間、1,500 km 飛行し、標的に命中したと主張
15	短距離弾道ミサイル2発	・ 低高度を変則軌道で約 750 km 飛翔し、我が国のEEZ内に落下 ・ 線路上の列車から発射するなど奇襲能力の向上を誇示
28	新型極超音速ミサイル 「火星8」1発	・ 初の極超音速ミサイルの発射とされ、北朝鮮は極超音速滑空飛行弾頭の誘導性などの指標を満たしたと主張
30	新型対空ミサイル	・ 北朝鮮は、対空ミサイルの総合的な戦闘性能や発射台などの運用実用性の実証が目的と主張
10. 19	新型潜水艦発射 弾道ミサイル1発	・ コレ級潜水艦から発射され、最高高度約 50 km 程度を、一旦下降してから再度機動して上昇する変則軌道で約 600 km 程度飛翔し、我が国のEEZ外に落下

¹² なお、我が国も豪州との2国間の防衛協力が進展している。2021（令和3）年11月には、海上自衛隊が豪海軍のフリゲート艦に対し、米軍以外では初となる「武器等防護」を実施している。また、2022（令和4）年1月に実施された日豪首脳会談（テレビ会議形式）に際し、自衛隊と豪州軍が共同訓練等の際に相互の国を訪問しやすくする「円滑化協定」に署名したほか、日豪の共同対処能力強化のため、「日豪安全保障共同宣言」の改定を検討しているとされる。（『日本経済新聞』（2021. 11. 24）、『産経新聞』（2021. 12. 30）、『日本経済新聞』（2022. 1. 7））

¹³ 『読売新聞』夕刊（2021. 1. 9）

¹⁴ 2021（令和3）年8月にまとめられた国際原子力機関（IAEA）の報告書による。

2022. 1. 5	新型弾道ミサイル1発 (推定)	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮内陸部から発射され、最高高度約 50 kmで、通常の弾道軌道であれば約 500 km飛翔し、我が国のEEZ外に落下 ・北朝鮮は、極超音速ミサイルの発射実験を行い、弾頭部分が側面機動（水平方向に変則飛行）し、700 km先の目標に命中したと主張 ・韓国は、音速の6倍の速度で飛行したものの、極超音速ミサイルの技術に到達せず、一般的な弾道ミサイルであったと分析
1. 11	弾道ミサイル1発 (推定)	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮内陸部から発射され、最高高度約 50 km程度を最大速度が音速の約 10 倍で、変則的な軌道で飛翔し、我が国のEEZ外に落下。飛翔距離については分析中 ・北朝鮮は、極超音速ミサイルの発射実験を行い、弾頭部分が跳躍、旋回しながら 1,000 km先の目標に命中したと主張 ・韓国は、最高高度約 60 kmを最高速度が音速の約 10 倍で、700 km以上飛行し、同月 5 日に発射されたミサイルより性能が向上したと分析

(出所)防衛省資料及び報道等を基に作成

2 イージス・アショア代替案、敵基地攻撃能力保有の検討に係る議論

(1) イージス・アショア代替案

2020（令和2）年6月15日の河野防衛大臣（当時）によるイージス・アショア¹⁵の配備計画停止の発表を受け、同年12月18日、国家安全保障会議及び閣議において、「新たなミサイル防衛システムの整備等及びスタンド・オフ防衛能力の強化について」を決定した¹⁶。

この閣議決定により、イージス・アショアの代替として、「イージス・システム搭載艦」を2隻整備し、海上自衛隊が保持することとした。イージス・アショアでの使用を想定していたレーダー（SPY-7）等の構成品を転用する一方¹⁷、弾道ミサイル防衛以外の対艦・対潜水艦等の機能の有無を含めた詳細については、引き続き検討を行うこととしている。

防衛省は、イージス・システム搭載艦導入に向けて、令和3年度予算に17億円の調査費を計上し、同艦の船型について、複数の船体で上部構造を支える「多胴船型¹⁸」にすること

¹⁵ 2017（平成29）年12月に、弾道ミサイルの脅威から我が国全域を24時間365日、防護し得る装備品として、国家安全保障会議及び閣議において導入を決定したもので、ミッドコース段階にある短・中距離弾道ミサイルを地上から迎撃するシステムである。

¹⁶ イージス・アショア配備に言及している「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」（30大綱）及び「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」（01中期防）は、この閣議決定をもって修正したと位置付けるとの報道がなされている。（『産経新聞』（2020.12.19））

スタンド・オフ防衛能力の強化については、後述の「(2) 敵基地攻撃能力保有の検討に係る議論」を参照

¹⁷ 2021（令和3）年6月22日の岸防衛大臣記者会見では、洋上のイージス・システム搭載艦であっても、SPY-7を含むイージス・アショアの構成品の利活用が適切であることが確認されたとしている。令和4年度予算では、同レーダーの洋上仕様変更費用として58億円の計上されている。

¹⁸ 多胴船は高波での影響を受けにくく、洋上での揺れに強い「耐洋性」を備える一方、構造が通常の艦艇より複雑なため、建造コストが膨らみかねないとの指摘がなされている。なお、防衛省における多胴船の建造・運

も視野に入れた設計等に関する調査を進めていたが、令和4年度予算への建造費の計上は見送られた。

同艦の船型に加え、弾道ミサイル防衛以外の対艦・対潜水艦等の機能を持たせるか否か、また、この機能を持たせる場合の費用や導入後の維持整備費等も明らかとなっていないが、一部報道によると、同艦の総費用は少なくとも9,000億円近くになると試算されている¹⁹。

同艦の配備時期については、イージス・アショアが目標としていた2023（令和5）年度より10年近く遅れる可能性があり、安全保障環境の変化に対応できないおそれも指摘されている²⁰。

(2) 敵基地攻撃能力保有の検討に係る議論

政府は従来から、敵基地攻撃能力については、「攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれ、可能である²¹」として、憲法解釈上は自衛のための保有は認められるとしつつ、保有しない政策判断をしてきた²²。

政府は、イージス・アショアの配備計画停止の発表を受け、敵基地攻撃能力の保有に関して検討を行い、2020（令和2）年9月11日には、安倍総理（当時）が、ミサイル阻止に関する安全保障政策の新たな方針を検討し、同年末までにあるべき方策を示す旨の談話を発表した。

その後、同年12月18日の閣議決定において、敵基地攻撃能力の保有については明記せず、「抑止力の強化について、引き続き政府において検討を行う」とし、また、スタンド・オフ防衛能力の強化として、「中期防において進めるとされているスタンド・オフ・ミサイルの整備²³及び開発研究²⁴に加え、多様なプラットフォームからの運用を前提とした12式地对艦誘導弾能力向上型の開発を行う」とした。

これを踏まえ、12式地对艦誘導弾能力向上型については、既に開発中だった12式地对艦誘導弾（改）（地上発射型）の長射程化²⁵に令和3年度から着手し、令和4年度予算で

用実績は3隻の音響測定艦のみとなっている。（『時事通信』（2021.5.2））

¹⁹ 『朝日新聞』（2021.5.21）

²⁰ 『朝日新聞』（2021.9.3）

²¹ 1956（昭和31）年2月29日 衆・内閣委、鳩山一郎内閣総理大臣答弁船田中防衛庁長官代読

²² 日米安全保障体制において、「日本は『盾』、米国は『矛』」の役割を果たしており、敵基地攻撃能力は、「矛」の役割を担う米国に依存しているとされている。（例えば、2017（平成29）年11月22日 参・本会議、安倍晋三内閣総理大臣答弁）

²³ 2017（平成29）年12月に、島嶼防衛を目的としてJSM（射程約500km）、JASSM及びLRASM（射程約900km）の導入を決めていたが、LRASMについては、同ミサイル搭載に伴うF-15の改修費が高騰したため、その導入を見送る方針を固めた。（『読売新聞』（2021.8.4）、『産経新聞』（2021.8.6）等）

²⁴ 12式地对艦誘導弾にはない変則軌道や高速飛行等の高い能力を持ち、数百km程度飛翔する国産ミサイルの開発を進めており、そのうち島嶼防衛用高速滑空弾については、2026（令和8）年度の導入を目指しているとされる。

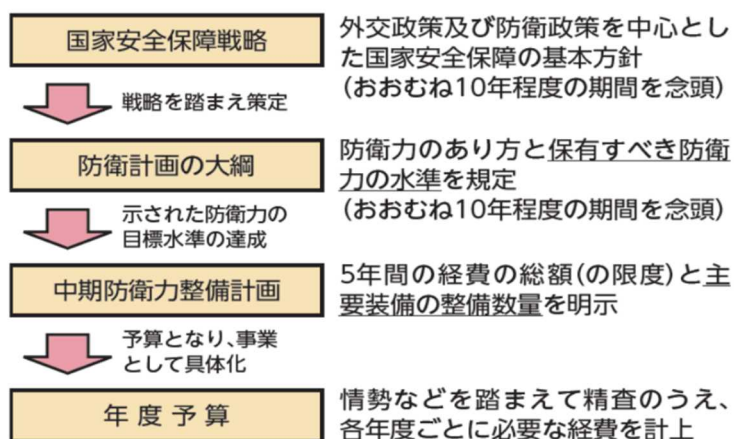
²⁵ 2021（令和3）年12月時点の報道では、射程を約1,000km超まで延ばすとされている。（『日本経済新聞』（2021.12.2））なお、最終的には、射程を1,500kmに延伸する案が浮上しているとの報道もある。（『産経新聞』（2020.12.29））

は、同誘導弾を艦艇や戦闘機にも搭載できるようにするための開発に着手するとして 393 億円を計上している。

1 2 式地対艦誘導弾を始めとするスタンド・オフ・ミサイルは、北朝鮮や中国沿岸部に到達する射程を有することから、敵基地攻撃への転用も可能であり、専守防衛を逸脱するおそれがあるとの指摘もある²⁶。

岸田総理は、2021（令和 3）年 12 月 6 日の衆議院本会議での所信表明演説において、国家安全保障戦略等の策定に関連し、「いわゆる敵基地攻撃能力も含め、あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討」すると述べている。また、2022（令和 4）年 1 月 7 日に行われた日米安全保障協議委員会（日米「2 + 2」）の共同発表においては、「日本は、（中略）ミサイルの脅威に対抗するための能力を含め、国家の防衛に必要なあらゆる選択肢を検討する決意を表明した。」とされている。

3 国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画



(出所) 「令和 3 年版 防衛白書」169頁

(1) 国家安全保障戦略

我が国の国家安全保障戦略は、外交政策及び防衛政策を中心とした国家安全保障の基本方針を定めたものであり、1957（昭和 32）年 5 月に国防会議及び閣議で決定された「国防の基本方針」に代わるものとして、2013（平成 25）年 12 月 17 日に国家安全保障会議及び閣議で決定された。

同戦略では、基本理念として、「国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく」ことを掲げている。

なお、防衛計画の大綱（後述(2)）とともにおおむね 10 年程度の期間を念頭に置いている。

(2) 防衛計画の大綱

防衛計画の大綱（防衛大綱）は、安全保障の基本方針、防衛力の意義や役割、これらに

²⁶ 『毎日新聞』（2020. 12. 10）、『朝日新聞』（2020. 12. 19）等

基づく自衛隊の具体的な体制、主要装備の整備目標の水準といった今後の防衛力の基本指針を示すものであり、国家安全保障会議及び閣議で決定される。これまでに6回策定されており、直近は2018（平成30）年12月18日に決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」（30大綱²⁷）である。

30大綱では、我が国自身の防衛体制の強化のため、前大綱に基づく統合機動防衛力²⁸の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し²⁹、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、「多次元統合防衛力」を構築していくことを掲げている。

（3）中期防衛力整備計画

中期防衛力整備計画（中期防）は、防衛大綱で定める新たな防衛力を実現するため、5年間の防衛力整備の方針や主要事業などを定めた計画であり、国家安全保障会議及び閣議で決定される。直近は2018（平成30）年12月18日に決定された「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」（01中期防）である。

01中期防では、30大綱の方針の下、宇宙・サイバー・電磁波など新たな領域における能力の獲得・強化のほか、「いずも」型護衛艦³⁰の改修、イージス・システムやスタンド・オフ・ミサイルの整備³¹などを主要事業として掲げている。

なお、この計画の実施に必要な防衛力整備の水準にかかる金額は、2018（平成30）年度価格でおおむね27兆4,700億円程度を目途としている³²。

（4）新たな国家安全保障戦略等の策定の動き

2021（令和3）年12月6日、岸田総理は所信表明演説において、経済安全保障³³、宇宙・サイバーなどの新領域、ミサイル技術の著しい向上、島嶼防衛などの課題について、いわゆる敵基地攻撃能力も含め、あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討し、スピード感を持

²⁷ 累次の防衛大綱の略称として用いられる「30大綱」の数字は、大綱が閣議決定された年を示す。各大綱の実際の適用は翌年度からとなる。

²⁸ 「統合機動防衛力」とは、厳しさを増す安全保障環境に即応し、海上優勢・航空優勢の確保など事態にシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得るよう、統合運用の考え方をより徹底した防衛力の考え方をいう。

²⁹ 30大綱では、個別の領域における能力の質及び量を強化しつつ、全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる「領域横断作戦」を掲げる。

³⁰ 海上自衛隊の多機能のヘリコプター搭載護衛艦

³¹ 30大綱及び01中期防における陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）にかかる関連部分については、「新たなミサイル防衛システムの整備等及びスタンド・オフ防衛能力の強化について」（2020（令和2）年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）により見直された。詳しくは、「2 イージス・アショア代替案、敵基地攻撃能力保有の検討に係る議論」参照

³² ただし、効率化・合理化の徹底等を通じ、本計画の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね25兆5,000億円程度を目途としている。

³³ 経済安全保障について現時点で政府において定まった定義はないが、岸田総理は同日の所信表明演説において、「世界各国が戦略的物資の確保や重要技術の獲得にしを削る中、経済安全保障は、喫緊の課題」との認識を示し、「サプライチェーンの強靱化や基幹インフラの信頼性確保を進めるため、与党との協議を踏まえ、来年（2022（令和4）年を指す）の通常国会への新たな法案の提出を目指します。」と述べている。

って防衛力を抜本的に強化していく考えを示し、そのために新たな国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画をおおむね1年かけて策定することを表明した³⁴。また、2022（令和4）年1月7日、日米「2+2」の共同発表において、「日米は、今後作成されるそれぞれの安全保障戦略に関する主要な文書を通じて、同盟としてのビジョンや優先事項の整合性を確保することを決意した。」とされている。

4 防衛関係予算等

(1) 令和4年度防衛関係費

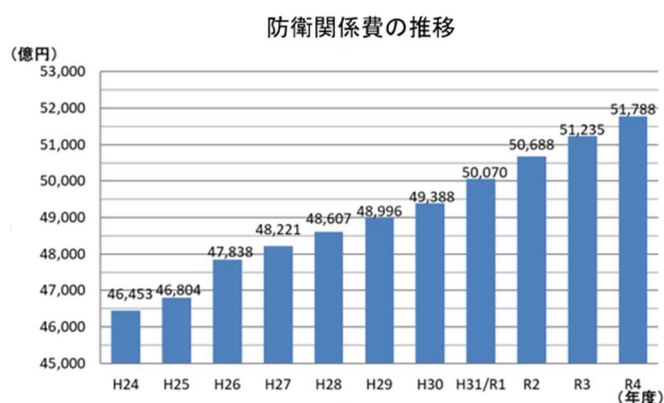
ア 概要

防衛省は、2022（令和4）年度³⁵において、宇宙・サイバー・電磁波領域や海空領域における能力、総合ミサイル防空能力、スタンド・オフ防衛能力等の大幅な強化により多次元統合防衛力を構築するとともに、ゲーム・チェンジャーとなり得る技術等の研究開発の強化や人的基盤の強化等を図る必要があると認識している。このような考え方にに基づき、2021（令和3）年度補正予算及び2022（令和4）年度当初予算を「防衛力強化加速パッケージ」と位置付け、一体として編成することにより防衛力を強化することとしている。

2022（令和4）年度当初予算では、SACO（沖縄に関する特別行動委員会）関係経費等を除き5兆1,788億円（前年度当初予算比553億円（1.1%）増）が計上されている。このうち、隊員の給与や食事のための人件・糧食費は2兆1,740億円（同179億円（0.8%）減）、装備品の調達・修理・整備、油の購入、隊員の教育訓練などのための物件費（歳出化経費及び一般物件費）は3兆48億円（同732億円（2.5%）増）となっている。

このほか、SACO関係経費は137億円（前年度比7億円減）、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分は2,080億円（前年度比36億円増）が計上されている。2022（令和4）年度当初予算総額は5兆4,005億円（前年度当初予算（SACO関係経費等を含む。）比583億円（1.1%）増）となっている。

このほか、SACO関係経費は137億円（前年度比7億円減）、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分は2,080億円（前年度比36億円増）が計上されている。2022（令和4）年度当初予算総額は5兆4,005億円（前年度当初予算（SACO関係経費等を含む。）比583億円（1.1%）増）となっている。



※ SACO関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分に係る経費等を除く。

（出所）防衛省資料を基に作成

³⁴ これに先立つ11月12日、防衛省は、新たな国家安全保障戦略等の策定といった政府の取組を見据え、「防衛力強化加速会議」を立ち上げた。同会議は防衛大臣（議長）、防衛副大臣（議長代理）、防衛大臣政務官（副議長）、防衛事務次官以下局長級幹部や各自衛隊の幕僚長ら（委員）で構成されている。

³⁵ 2022（令和4）年度は、現行の中期防（期間：H.31年度～R.5年度）における4年度目

イ 内容

本予算における主な事業は、以下のとおりである。

<p>領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宇宙・サイバー・電磁波等の領域における能力の獲得・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・SSA（宇宙状況監視）レーザー測距装置の取得（190億円） ・高出力マイクロ波（HPM）の照射技術の実証（72億円） ・宇宙作戦群（仮称）の改編（－） ○ 従来の領域における能力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・戦闘機（F-35A）の取得（8機：768億円） ・戦闘機（F-35B）の取得（4機：510億円） ・12式地对艦誘導弾能力向上型（地発型・艦発型・空発型）の開発（393億円） ・艦対空ミサイル（SM-6）の取得（202億円） ・イージス・システム搭載艦に搭載するレーダー（SPY-7）の洋上仕様変更（58億円） ・石垣島における部隊配置（－） ○ 持続性・強靱性の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な運用に必要な各種弾薬（2,480億円（うち補正予算820億円）） <p>防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛技術・産業基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲーム・チェンジャーの早期実用化に資する取組（84億円） ・戦闘支援無人機コンセプトの検討（101億円） <p>注：赤字は新規事業であり、金額は契約ベース。防衛省資料を基に作成</p>	 <p>SSAレーザー測距装置（イメージ）</p>  <p>高出力マイクロ波照射技術の実証（イメージ）</p>  <p>将来の無人機 脅威航空機 次期戦闘機 戦闘支援無人機コンセプトの検討（イメージ）</p>
--	--

(2) FMS 調達

ア 概要

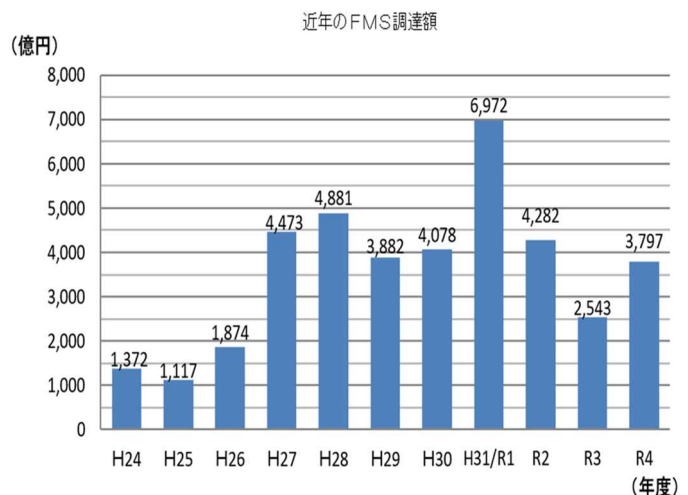
FMS（Foreign Military Sales）は（億円）
米国の安全保障戦略の一環として、米国の武器輸出管理法（Arms Export Control Act）に基づいて、同盟諸国や友好諸国、国際機関など米国政府が認める武器輸出適格国のみに対し、防衛装備品や役務の提供を有償で行うものである。

我が国においては1954（昭和29）年の「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づいて、1956（昭和31）年以降、FMSによる調達が行われてきた。

FMSはその実施の条件を米国側が定め、購入国はその条件を受諾することが必要となる。提示される条件として、①価格は米国の見積り、②納期は出荷予定時期であり目標、③支払いは前払いが原則であり、納入や給付の終了後に米側が精算し過不足を調整することが主として挙げられる。このため、最新鋭の装備を調達しやすい半面、価格設定が米政府主導になること、納入時期の遅れが生じること、前払いで払い過ぎた費用がなかなか精算されないことなどの問題や、国内防衛産業への影響も指摘されている。

これらを踏まえ、2022（令和4）年度防衛関係費においては、FMS調達の合理化に向けた取組として、適切な履行管理を継続し、未納入・未精算の履行状況の把握や未納入の原因である照合問題の解決に向けた作業を加速することとしている。

2022（令和4）年度防衛関係費におけるFMS予算額は3,797億円で、前年度当初予算



※ 令和2年度までは調達実績額、令和3年度は予算額、令和4年度は予算案における要求額（出所）防衛省資料を基に作成

に比べ約 1,254 億円増加している。

イ 内容

本予算における主な事業は、以下のとおりである。

- ・戦闘機（F-35A） [768億円]
- ・戦闘機（F-35B） [510億円]
- ・艦対空ミサイル（SM-6） [202億円]
- ・空対空ミサイル（AIM-120） [196億円]



戦闘機(F-35A)



戦闘機(F-35B)



空対空ミサイル(AIM-120)

注：金額は契約ベース、防衛省資料を基に作成

5 在日米軍

(1) 駐留経費負担

我が国は在日米軍の安定的な駐留を実現するため、駐留経費の一部を日米地位協定及び特別協定に基づき負担している。特別協定では基地従業員の基本給等の労務費や光熱水料等の負担について定めている。

2021（令和3）年12月21日、政府は、2022（令和4）年度以降の在日米軍駐留経費負担に係る特別協定等について日米間で実質合意に至ったと発表した³⁶。

在日米軍駐留経費の日本負担に関する日米合意のポイント

- ・新たな特別協定の有効期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度の5年間
- ・日本側の負担総額は、5年間で1兆551億円（単年度当たり2,110億円）
- ・在日米軍の訓練のみならず、自衛隊と米軍の相互運用性を高める共同訓練にも資する資機材を調達するための経費として「訓練資機材調達費」を新設、5年で最大200億円を計上
- ・光熱水料等は今後5年間で段階的に削減し、日本側の負担割合を約61%から約35%に引下げ
- ・施設の即応性・抗たん性強化に資する施設整備を推進するため、提供施設整備費を5年で最大1,641億円に増額

また、政府は、今回の合意により、同経費を用いて日米同盟を一層強化する基盤を構築することで日米で一致したことを踏まえ、「在日米軍駐留経費負担」の通称を「同盟強靱化予算」とすることも合わせて発表した³⁷。

³⁶ 2022（令和4）年1月7日、日米両国は、同合意に係る在日米軍駐留経費負担に係る特別協定に署名を行った。

³⁷ なお、英語の名称は引き続き「Host Nation Support」とされる。外務省ホームページ「林外務大臣会見記録」（令和3年12月21日（火）17時34分）〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken4_001051.html〉

(2) 普天間飛行場移設問題

辺野古移設をめぐる沖縄県と国の訴訟はこれまでに9件提起され、最高裁で県の敗訴が続いている。現在は、県の埋立承認撤回を取り消した国土交通大臣の裁決の取消しを求めた抗告訴訟が係争中である。

区分	代執行訴訟	抗告訴訟①	係争委への不服訴訟①	違法確認訴訟	工事差止訴訟	係争委への不服訴訟②	関与取消訴訟①	抗告訴訟②	関与取消訴訟②
原告→被告	国→県	県→国	県→国	国→県	県→国	県→国	県→国	県→国	県→国
提訴日	2015. 11. 17	2015. 11. 25	2016. 2. 1	2016. 7. 22	2017. 7. 24	2019. 3. 22	2019. 7. 17	2019. 8. 7	2020. 7. 22
裁判所	福岡高裁那覇支部	那覇地裁	福岡高裁那覇支部	福岡高裁那覇支部	那覇地裁	福岡高裁那覇支部	福岡高裁那覇支部	那覇地裁	福岡高裁那覇支部
請求内容	国による埋立承認取消処分取消しを求める	埋立承認取消処分に対する国土交通大臣の執行停止決定の取消しを求める	埋立承認取消処分に対する国土交通大臣の執行停止決定の取消しを求める	埋立承認取消処分に対する国土交通大臣の是正指示に県が従わないことの違法確認を求める	県の岩礁破砕許可を得ずに工事を進めるのは違法で、工事差止めを求める	埋立承認撤回処分に対する国土交通大臣の執行停止決定の取消しを求める	埋立承認撤回処分に対する国土交通大臣の取消裁決（国の関与）の取消しを求める	埋立承認撤回処分に対する国土交通大臣の取消裁決の取消しを求める	サンゴ特別採捕許可申請についての農林水産大臣の是正指示（国の関与）の取消しを求める
現状	国と県の和解の成立（2016. 3. 4）を受けて、国と県がそれぞれの訴えを取下げ			2016. 12. 20 最高裁で県敗訴	2019. 3. 29 県が最高裁への上告を取下げ、県敗訴確定	2019. 4. 22 県が訴えを取下げ	2020. 3. 26 最高裁で県敗訴	2021. 12. 15 福岡高裁那覇支部で県敗訴 2021. 12. 28 県が上告	2021. 7. 6 最高裁で県敗訴

（出所）沖縄県ホームページ及び報道等を基に作成

移設工事の進捗としては、2021（令和3）年4月、キャンプ・シュワブ南側約39haの陸地化が完了した。また、小型サンゴ類の一部の移植作業³⁸が8月11日までに完了したことから、同月27日、防衛省は大浦湾側の埋立予定海域で、N2と呼ばれる新たな護岸の工事を開始した。

他方、同海域では、軟弱地盤が見つかっており、地盤改良を行う必要があることから、2020（令和2）年4月に防衛省は地盤改良工事の追加等に伴う埋立変更承認申請書を沖縄県に提出した³⁹。

県は、同省が同変更申請の承認処分前に軟弱地盤ではないN2護岸地点の工事を先に開始したことや、N2護岸周辺に生息する大型サンゴ等を移植しないまま工事を進めたこと⁴⁰など、同省の一連の行動に反発を強めた。

11月25日、玉城沖縄県知事は、防衛省による埋立変更承認申請について、地盤の安定性等に係る設計に関して最も重要な地点において必要な調査が実施されていないなどとし

³⁸ サンゴの移植をめぐるのは、沖縄県は2021（令和3）年7月、沖縄防衛局に特別採捕許可を出したが、高水温や台風の季節を避けるなどの条件が守られていないとして許可を撤回した。防衛省がこれを不服として農林水産大臣に審査請求を提出し、同大臣は同年12月、県の判断は違法として撤回を取り消す裁決をした。これに先立つ同年8月、農林水産大臣が撤回の効力を執行停止したことを受け、沖縄防衛局はサンゴの移植作業を再開していたが、今回の裁決で、2022（令和4）年6月まで、移植が完了していない地区の小型サンゴを対象に採捕許可期間が続くことになる。

³⁹ 防衛省は、地盤改良工事の追加に伴い、変更後の計画に基づく工事の着手から完了までの期間が9年3か月に、埋立工事に要する費用が約7,200億円に変更となる（事業総経費の見積りは、2019（令和元）年12月に公表した約9,300億円から変更なし）としている。

⁴⁰ 沖縄防衛局が設置した「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会」（第33回、2021（令和3）年8月10日実施）では、水の濁りシミュレーションの結果、汚濁防止柵を設置することにより、移植対象のサンゴ類の移植をせずにN2護岸工事に着手しても、その生息環境は維持されるとしている。

て、不承認とする処分を行った。これを受け、同省は12月7日、国交相に行政不服審査法に基づく審査を請求した。今後、国交省が審査を行い、県の処分が不適切であると判断すれば、国交相が県に是正を指示する。県がこれに応じない場合、総務省の第三者機関「国地方係争処理委員会」での審査に移る可能性があり、最終的に新たな法廷闘争に発展する可能性もある。

(3) PFOS等流出問題

2021(令和3)年8月、在沖米海兵隊が、普天間飛行場内で保管しているPFOS⁴¹などを含む汚染水約6万4,000ℓを公共下水道に放出した。従来、在沖米海兵隊は、訓練により生じたPFOS等含有汚染水を焼却処分していたが、財政負担が大きいことなどから、国内の河川等の暫定目標値(PFOSとそれに似た構造のPFOAの合計値で50ng/ℓ)以下に低減した上で公共下水道に放出することを日本側に提案し、日米間で協議を行っている最中であった。

米軍は放出した汚染水について、独自の処理システムによりPFOS等の含有量は2.7ng/ℓ以下となったとして安全性を主張したが、宜野湾市が放水直後に普天間飛行場付近で行った下水の調査では、PFOS及びPFOAの合計値が暫定目標値の約13倍に当たる670ng/ℓに上っていた。

こうした中、9月17日、防衛省、外務省及び環境省は、普天間飛行場に残っているPFOS等含有汚染水を防衛省が引き取り、処分することを公表した。汚染水の量は約36万ℓで、処分費用は約9,200万円が見込まれている。防衛省は、本格的な台風シーズンを控え、汚染水が地下貯水槽から溢れることを防ぐための、「普天間飛行場における緊急的な暫定措置」であるとして、他の米軍施設・区域において同様の対応をとる可能性については否定している。

沖縄県では、2016(平成28)年以降、嘉手納基地周辺の河川等で高濃度のPFOSが検出されたが、その原因特定のための基地内への立入りを米軍が受け入れず、日米地位協定の環境補足協定上、米軍に環境事故時の調査の受入れ義務がないこと等が問題視されている。

(4) 在日米軍施設及びその周辺自治体での新型コロナ感染拡大

2021(令和3)年12月下旬以降、在日米軍施設が集中する沖縄県を始めとして、米軍施設が所在する各地で新型コロナウイルスの感染が急拡大し⁴²、感染力の強い変異株「オミクロン株」が米軍施設を経由して市中に広がった可能性が指摘されている。

⁴¹ 有機フッ素化合物の一種で、水と油をなじませる性質を持っており、過去には、泡消火薬剤などに広く使用されていた。しかし、分解されにくく、人体や環境に蓄積して悪影響を及ぼすおそれがあることから、2009(平成21)年に残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、2010(平成22)年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律において、制限の対象物質として指定された。

⁴² 1月11日時点の全国の米軍施設・区域での新型コロナ現存感染者数は4,324名であり、各施設・区域における感染状況は、沖縄県内の米軍施設・区域全体で2,692人、三沢飛行場265人、横田飛行場179人、横須賀海軍施設245人、厚木飛行場138人、岩国飛行場589人、佐世保海軍施設114人などとなっている(令和4年1月12日午前内閣官房長官記者会見での政府公表数)。

日米地位協定第9条及びそれに関連する日米合同委員会合意により、米軍施設に直接入国する米軍関係者については、米軍が検疫に責任を持つとされる。そのため、米国は、2021（令和3）年9月以降、米国内でのワクチン接種が進んだことなどを理由に、米軍関係者の出国時のPCR検査を免除し、10月以降、入国時の行動制限期間も日本側が求める14日間よりも短い10日に短縮した上で、期間中も基地内を自由に動ける運用を行っていた⁴³。

米軍施設とその周辺自治体での感染の急拡大を受け、林外務大臣は、2021（令和3）年12月22日にラップ在日米軍司令官に電話で遺憾の意を伝えるとともに対策強化を要請し、また、本年1月6日、ブリンケン米國務長官と電話協議を行い、在日米軍に基地からの外出制限の導入を含めた感染拡大防止に向けた対策の強化を求めた。しかし、米軍基地を抱える自治体の長らから地位協定の見直しを求める声上がるなど、反基地感情が全国に広がる可能性が指摘されている。

6 海外における自衛隊の主な活動

海外における自衛隊の活動は、国際平和協力法（PKO法）、国際緊急援助隊法、海賊対処法などに基づき行われてきたが、2015（平成27）年の平和安全法制の整備により、国際平和支援法による活動が追加された。

現在、海外における主な自衛隊の活動としては、国連南スーダン共和国ミッション（UNMIS）への司令部要員の派遣、シナイ半島の多国籍部隊・監視団（MFO）への司令部要員の派遣、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動及び中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集活動が行われている。

(1) 自衛隊法に基づく活動（在アフガニスタン邦人等の輸送（2021（令和3）年8月23日～31日））

2021（令和3）年8月末に予定されていた駐留米軍の撤退期限を前に、アフガニスタン情勢が悪化したことを受け、同月23日、国家安全保障会議における議論と外務大臣臨時代理（加藤内閣官房長官（当時））からの依頼を経て、在アフガニスタン邦人等の退避のため、岸防衛大臣が自衛隊法第84条の4（在外邦人等の輸送）に基づく命令を発出した⁴⁴。

自衛隊からはC-130輸送機2機、C-2輸送機1機、B-777特別輸送機（政府専用機）1機、人員約260名が現地に派遣され、8月25日から27日にかけて首都カブールと周辺国拠点との間で輸送を実施した。この間、退避を希望する邦人1名と、米国の要請を受けて、出国を希望するアフガニスタン人14名の輸送が行われ、同月31日に終結が命じられた。

この結果をめぐっては、日本大使館の現地スタッフなど約500人の国外退避を行えなか

⁴³ 在日米軍は、2021（令和3）年12月26日以降、全ての米軍関係者に出国前検査を実施し、同月30日以降、到着後24時間以内の検査を実施することを決定した。この結果、これまで実施していた入国後5日目を以降の検査を含め現在は3段階の検査を実施しているとされる。

⁴⁴ 同規定に基づく輸送として、在イラク邦人等の輸送（2004（平成16）年4月）、在アルジェリア邦人等の輸送（2013（平成25）年1月）、在バングラデシュ邦人等の輸送（2016（平成28）年7月）、在南スーダン邦人等の輸送（2016（平成28）年7月）に続く、5例目となった。

った⁴⁵ことに関し、与野党から派遣決定の遅さを指摘する声が上がったほか⁴⁶、岸防衛大臣も、「(自衛隊の) 持てる力を 100%発揮して、任務遂行に努めていただいた」と評価しつつも、結果として退去が実現できなかったことについて、しっかり検証していく必要があるとの見解を示した⁴⁷。

岸田内閣発足後は、2021（令和3）年12月13日の衆議院予算委員会において、岸田総理が、自衛隊法第84条の4（在外邦人等の輸送）について更に改善することができないか検討を指示したことを明らかにしており、岸防衛大臣も翌日の記者会見で、「例えば、現地の安全の確認の方法について、制度としてさらに改善の余地がないか等の点について検討を行っている」と述べた⁴⁸。さらに、同月17日の記者会見で岸防衛大臣は、外国人のみの輸送を可能にすることも含めて検討している旨を明らかにした⁴⁹。

(2) P K O法に基づく活動

ア U N M I S Sへの司令部要員の派遣（南スーダン国際平和協力業務）

我が国は南スーダンに展開する国連P K OであるU N M I S Sに対し、2011（平成23）年11月以降、13次にわたり司令部要員を派遣するとともに、2012（平成24）年1月以降は、11次にわたり陸上自衛隊施設部隊などを派遣してきた。2017（平成29）年3月に施設部隊の活動の終了が決定され、同年5月末までに撤収したが、司令部要員の派遣は継続しており、現在も4名の自衛官が活動を実施している。

イ M F Oへの司令部要員の派遣（シナイ半島国際平和協力業務）

エジプト東部のシナイ半島でエジプト・イスラエル間の停戦監視等を行う国際機関であるM F Oに対して、2019（平成31）年4月以降、P K O法に基づき陸上自衛官2名が派遣されている（現在は第3次司令部要員）。両名は、司令部要員として、エジプト及びイスラエルの政府等とM F Oとの間の連絡調整などの業務に当たっている。M F Oへの自衛官の派遣は、平和安全法制の施行により可能となった、国連が統括しない国際連携平和安全活動への初めての参加である。

(3) 海賊対処法に基づく活動（ソマリア沖・アデン湾）

ソマリア沖・アデン湾周辺海域における海賊事案に対処するため、我が国は、2009（平成21）年7月24日以降、海賊対処法に基づき⁵⁰、海上自衛隊の派遣海賊対処行動水上部隊

⁴⁵ ただし、自衛隊派遣終了後、カタールの協力を得るなどして、大使館現地スタッフ及びその家族、J I C Aプログラムによる留学生等の日本への退避が続けられており、11月26日時点で423人となったと報じられている。（『東京新聞』（2021.12.9））

⁴⁶ 『朝日新聞』（2021.9.3）

⁴⁷ 防衛省ホームページ「防衛大臣記者会見」（令和3年9月3日（金）11:15～11:39）
<<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2021/0903a.html>>

⁴⁸ 防衛省ホームページ「防衛大臣記者会見」（令和3年12月14日（火）08:34～08:38）
<<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2021/1214a.html>>

⁴⁹ 防衛省ホームページ「防衛大臣記者会見」（令和3年12月17日（金）08:41～08:45）
<<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2021/1217a.html>>

⁵⁰ 2009（平成21）年3月13日から同年7月24日の海賊対処法施行までの間は、海上警備行動により派遣し

(護衛艦1隻⁵¹、海上保安官8名同乗)及び航空隊(固定翼哨戒機P-3C2機)を同海域に派遣している(中東地域における情報収集活動も兼務)。航空隊の拠点はジブチに置かれ、派遣海賊対処行動支援隊が警備や維持管理等を行っている。現在の活動期限は、2022(令和4)年11月19日までとされている。

また、海賊対処を行う各国部隊との連携強化及び自衛隊の海賊対処行動の実効性向上を図るため、2014(平成26)年8月以降、第151連合任務部隊(CTF151)司令部に司令部要員を派遣するとともに、CTF151司令官として海上自衛官(海将補)を過去4回にわたり派遣している。

(4) 防衛省設置法に基づく活動(中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集活動)

中東地域における緊張が高まる中、2019(令和元)年6月に日本関係船舶に対する攻撃事案が生じたことなどを受け、同年12月、政府は自衛隊による情報収集活動の実施を含む「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」を国家安全保障会議及び閣議において決定した。次いで、2020(令和2)年1月に河野防衛大臣(当時)により中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施について命令が発せられ、同月中に固定翼哨戒機P-3C2機(海賊対処も兼務)が、2月には護衛艦1隻が情報収集活動を開始した。

自衛隊による情報収集活動は、政府の航行安全対策の一環として日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集するものであり、これは不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応としての自衛隊法第82条に規定する海上警備行動に関し、その要否に係る判断や発令時の円滑な実施に必要であることから、防衛省設置法第4条第1項第18号の規定(所掌事務の遂行に必要な調査及び研究)に基づき実施することとされた。

活動期間は当初、閣議決定の日から1年間(2020(令和2)年12月26日まで)とされたが、1年間の延長を経て、2021(令和3)年12月24日、ソマリア沖・アデン湾で海賊対処に従事する護衛艦1隻に中東地域における情報収集活動を兼務させることが閣議決定され、情報収集活動のために派遣されていた護衛艦1隻は撤収することとなった。

II 第208回国会提出予定法律案等の概要

1 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(予算関連)

一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の期末手当を改定する。

2 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(予算関連)

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等の見直し、麻薬等の譲渡に係る特例規定の整備及び保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等

ていた。

⁵¹ 活動の開始当初、海賊対処行動に従事する護衛艦は2隻であったが、ソマリア沖・アデン湾における海賊事案発件数が減少していることなどから、2016(平成28)年12月14日以降、1隻態勢に縮小されている。

の措置を講ずる。

(参考) 継続法律案等

- 自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案（前原誠司君外 1 名提出、第 207 回国会衆法第 9 号）

領海等における公共の秩序の維持を図るため、自衛隊の部隊による警戒監視の措置及びその際の権限について定めるとともに、海上保安庁の任務として領海の警備が含まれることを明記する等する。

- 領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案（篠原豪君外 14 名提出、第 207 回国会衆法第 11 号）

領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域等の警備に関する基本原則を定め、並びに領域警備基本方針及び海上保安体制強化計画の策定その他の領域等の警備に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、領域警備・海上保安体制強化会議を設置することにより、領域等の警備において警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにする。

内容についての問合せ先

安全保障調査室 風間首席調査員（内線 68620）